

## 兵庫県警察警備実施要綱

〔 昭和39年10月1日  
本部訓令第22号 〕

### (概要)

この規程は、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）の規程を実施するため、兵庫県警察における警備実施について、必要な事項を定めたものである。